

## 令和4年度に対象となるサービス

ア	訪問介護
イ	夜間対応型訪問介護
ウ	訪問入浴介護（介護予防を含む。）
エ	訪問看護（介護予防を含む。）
オ	訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）
カ	通所介護
キ	地域密着型通所介護
ク	認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）
ケ	通所リハビリテーション（介護予防を含む。）
コ	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。有料老人ホーム）
サ	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。有料老人ホーム（外部サービス利用型））
シ	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。サービス付き高齢者向け住宅）
ス	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。軽費老人ホーム）
セ	地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
ソ	地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
タ	福祉用具貸与（介護予防を含む。）
チ	特定福祉用具販売（介護予防を含む。）
ツ	小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）
テ	認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）
ト	居宅介護支援
ナ	介護老人福祉施設
ニ	短期入所生活介護（介護予防を含む。）
ヌ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
ネ	介護老人保健施設
ノ	短期入所療養介護（介護予防を含む。介護老人保健施設）
ハ	介護療養型医療施設（医療療養型）
ヒ	介護療養型医療施設（診療所型）
フ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
ヘ	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
ホ	介護医療院

ただし、平成21年度以降、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設、平成18年旧法第48条第1項第3号の規定により指定を受けている介護療養型医療施設又は法第115条の11において準用する第71条第1項本文及び第72条第1項本文の規定により介護予防サービスに係る法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しないものによって行われる訪問看護等（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護）を除く。